第六条の六第三項第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同条第八項中「区分し、その」を「区分をし、当該」に改める。

第六条の七第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同項第二号中「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、同項第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、同条第二項中「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第六条の八を削る。

第六条の九中「第十三条の四第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、「おいて死亡し、又は事業」の下に「（同項に規定する事業をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条の三第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない同項に規定する特定建物等の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

第六条の九を第六条の八とする。

第十条第二号中「附則第八十三条第八項、第九項又は第十一項」を「附則第八十三条第九項」に改め、「第十三条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）」及び「又は第十四条（第一項に係る部分に限る。）」を削り、同条に次の一号を加える。

八　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条又は第九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四又は第十三条の三の規定

第十八条第二項中「同号に規定する」を「法第二十六条第二項第二号に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改正前の生活保護法の規定に基づく」に改める。

第十九条の四第一項第一号中「次号及び第十三項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「この項及び第十二項」を「この条」に、「係る法第二十九条の三第一項」を「係る同項」に改め、同条第十二項中「規定する認定事業会社」の下に「（以下この条において「認定事業会社」という。）」を加え、「同条第四項」を「法第二十九条の三第四項」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　個人が特定外国新株予約権の行使により法第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けて株式を取得した場合には、当該株式の交付（新株の発行又は株式の移転を含む。以下この項において同じ。）をした特定外国株式会社が設立した認定事業会社については、所得税法第二百二十八条の三の二のうち当該特定外国新株予約権の行使による株式の交付に係る部分の規定は、適用しない。

第十九条の七第三項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第二十条の二第九項中「規定する」の下に「良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものは、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に係る同項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンション建替事業とし、法第三十一条の二第二項第九号に規定する」を加え、同条に次の一項を加える。

26　国土交通大臣は、第九項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十二条の三第七項中「（平成十四年法律第七十八号）」を削る。

第二十二条の八第四項中「及びニ又は同号ロ及びニ」を「又はロのいずれか及びハ」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第二十九項第四号及び第三十項」を「第二十七項第四号及び第二十八項」に、「同号ロ」を「法第三十四条の二第二項第三号ロ」に、「が同法」を「が土地区画整理法」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項第三号中「第三十四条の二第二項第三号ニ」を「第三十四条の二第二項第三号ハ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「同号ニ」を「同号ハ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第十七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項から第三十三項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十四項中「第二十項第一号イ(4)」を「第十八項第一号イ(4)」に改め、同項を同条第三十二項とする。

第二十五条第十一項中「除く。）」の下に「とし、同表の第六号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画」を加え、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　法第三十七条第一項の表の第九号の下欄に規定する政令で定める施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とし、同欄に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる手続その他の行為が進行中であることにつき財務省令で定める書類により明らかにされた事情とする。

一　都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可の手続

二　建築基準法第六条第一項に規定する確認の手続

三　文化財保護法第九十三条第二項に規定する発掘調査

四　建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが当該手続を理由とするものであることにつき国土交通大臣が証明したものに限る。）

第二十五条の八第十三項の表第百二十条第三項第三号の項及び第百六十六条の項並びに同条第十四項の表第二百六十二条第三項の項中「第八項ただし書」を「第九項ただし書」に改める。

第二十五条の十の十第四項中「第三十七条の十一の三第八項」を「第三十七条の十一の三第九項」に改め、同条第五項中「第三十七条の十一の三第八項本文」を「第三十七条の十一の三第九項本文」に改める。

第二十五条の十一の二第二十項の表第二百六十二条第三項の項中「第八項ただし書」を「第九項ただし書」に改める。

第二十五条の十二第五項及び第六項中「すべて」を「全て」に改め、同条第八項中「非居住者が」の下に「、払込みにより取得をした」を、「特定株式（」の下に「同項第一号に定める特定株式にあつては」を加え、「当該払込み」を「その払込み」に改める。

第二十五条の十二の二第二十二項の表第二百六十二条第三項の項中「第八項ただし書」を「第九項ただし書」に改める。

第二十五条の十八を削り、第二章第八節の三中第二十五条の十八の二を第二十五条の十八とする。

第二十五条の二十三第四項中「の十二月三十一日」を「において当該居住者が当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額のうち当該配当日の属する年の十二月三十一日に最も近い日に受けたものの支払に係る基準日（以下この項において「直近配当基準日」という。）」に、「同日」を「直近配当基準日」に改める。

第二十六条第五項中「」の金額」及び「住宅借入金等の金額」の下に「の合計額」を加え、同条第八項各号、第九項第一号から第四号まで及び第六号、第十一項各号、第十二項第三号、第十六項各号、第十七項各号、第十八項並びに第十九項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第二十項中「こと」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当するものであること」を加え、同条第二十一項中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、「」の金額」の下に「の合計額」を加え、「認定長期優良住宅」及び「家屋」を「認定住宅」に、「金額は」を「金額の合計額は」に改め、同条第二十二項各号列記以外の部分中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「同条第五項」を「同項」に改め、同項第一号中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同項第二号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第二十六項第三号中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。